

第7章 （仮称）厚田小中学校の施設設備基本計画

（1）文部科学省「学校施設整備指針」の改訂（平成28年3月25日）

① 「学校施設整備指針」の改訂の趣旨

義務教育学校制度の創設や学校施設と他の公共施設等との複合化に取り組む地方公共団体の増加など近年の社会変化に対応する改訂。

② 主な改訂内容

- ・小中一貫教育に適した学校施設に関する計画・設計上の留意事項
- ・学年段階の区切りを越えた、児童生徒が日常的に交流できる空間の計画が重要
- ・学校施設の複合化に関する計画・設計上の留意事項等
- ・児童生徒と幼児や高齢者など多様な世代と交流できる場としての計画
- ・多様な利用者を考慮した、ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー対策
- ・学校施設における児童生徒の学習と生活に支障がないような計画が重要

参考

（小学校学校施設整備指針）

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/03/25/1368763_04.pdf

（中学校学校施設整備指針）

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/03/25/1368763_06.pdf

（2）施設設備基本計画の基本的な考え方

① 「学校施設整備指針」の改訂の趣旨をふまえた基本的な考え方

- ・9年間一貫性のある教育活動を含めた学校運営ができる施設環境を確保する。
- ・義務教育学校と小中一貫教育のねらいを十分に理解し、区切りに対応した校舎のゾーニングや教室環境の計画を行う。
- ・学年や学年段階の区切りを越えて年齢の異なる児童生徒が日常的に交流できる各室・空間や動線を意図的に計画する。
- ・特別教室、屋内・屋外運動施設等については、教育上、安全上支障が生じない範囲で、教科指導の連携や異学年交流の充実等が進むよう、義務教育学校の前期・後期課程又は小・中学校段階の間で共同利用できる計画とする。
- ・児童生徒が9年間同一施設を利用するため、児童生徒の発達段階、利用内容に応じ、安全性を備えた施設環境を確保する。
- ・保護者、地域住民等が学校運営や様々な学校の教育活動を支援するコミュニティ・スクールなど、学校と地域の連携・協働のための施設についても計画する。

② 厚田の独自条件をふまえた基本的な考え方

- ・施設内容は、必要な機能を確保しつつ質実かつコンパクトなものとなるよう定めるものとする。
- ・厳しい自然条件に立地することを踏まえ、児童の安全と健康を最優先する。
- ・義務教育学校の良さ、学校規模、少人数の特性を生かすことができる合理的な教室配置とする。
- ・確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりを実現する充実した教育環境を構築する。
- ・地域と共にある学校として、地域の教育力を十分に発揮できる校舎とする。
- ・設立準備委員会で明らかになった地域、児童生徒、学校の要望と提案に配慮する。

(3) 計画の条件

① 統合新設校の児童生徒数・学級数の推計

平成32年度開校（仮称）厚田小中学校 児童生徒数・学級数の推計

（平成28年5月1日現在）

学校名	学年	28年度		29年度		30年度		31年度		32年度		33年度		34年度	
		児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
厚田小 + 望来小 + 厚田中 + 聚富小中 (虹が原除く)	小1年	8	1	8	1	7	1	5	1	4	1	3	1	5	1
	小2年	6	1	8	1	8	1	7	1	5	1	4	1	3	1
	小3年	4	1	6	1	8	1	8	1	7	1	5	1	4	1
	小4年	7(1)	1	4	1	6	1	8	1	8	1	7	1	5	1
	小5年	11	1	7	1	4	1	6	1	8	1	8	1	7	1
	小6年	15	1	11	1	7	1	4	1	6	1	8	1	8	1
	中1年	13	1	15	1	11	1	7	1	4	1	6	1	8	1
	中2年	7(2)	1	13	1	15	1	11	1	7	1	4	1	6	1
	中3年	14	1	7	1	13	1	15	1	11	1	7	1	4	1
計	85 (3)	普通8 特支2	79	7	79	7	71	7	60	7	52	6	50	6	
厚田小 + 望来小 + 厚田中	小1年	8	1	5	1	6	1	3	1	4	1	3	1	3	1
	小2年	6	1	8	1	5	1	6	1	3	1	4	1	3	1
	小3年	4	1	6	1	8	1	5	1	6	1	3	1	4	1
	小4年	5(1)	1	4	1	6	1	8	1	5	1	6	1	3	1
	小5年	8	1	5	1	4	1	6	1	8	1	5	1	6	1
	小6年	12	1	8	1	5	1	4	1	6	1	8	1	5	1
	中1年	11	1	12	1	8	1	5	1	4	1	6	1	8	1
	中2年	7(2)	1	11	1	12	1	8	1	5	1	4	1	6	1
	中3年	12	1	7	1	11	1	12	1	8	1	5	1	4	1
計	73 (3)	普通7 特支2	66	7	65	7	57	7	49	6	44	6	42	6	

備考

- ① 28年度の児童生徒数欄の()の数字は、特別支援学級の児童生徒数の内数を表す。
- ② 28年度の学級数の計欄には、上に普通学級の計、下に児童生徒の障がいに応じた特別支援学級（特支）の計を表している。
- ③ 29年度以降については、推計される全児童生徒数に基づいた普通学級の数のみを表している。

② 計画施設の規模

平成32年度に開校する時点で、前期課程の人数は30人前半から後半、後期課程は20人前後、合計で50人から60人程度と想定される。

学級数は前期課程が3～4学級の複式、後期課程は3学級、それぞれ特別支援学級の設置が見込まれる。

(4) 施設設備基本計画

① 普通教室

1 普通教室

- ・児童生徒が学習に集中できるよう、入り口を閉めた場合に廊下はじめ他の空間から独立した環境とし、遮音性に配慮する。
- ・多目的教室と連携可能な配置が望ましい。
- ・推計される児童生徒数を考慮して、適正な面積とする。
- ・児童生徒の体格向上や、学校家具新JIS規格に合わせて必要な面積を確保する。
- ・前期課程（小学校）の教室は複式指導に配慮し、前面と背面に黒板を配置し、テレビ・電子黒板が前面と背面に配置できるようにするとともに、そのために必要な前後長を確保する。
- ・児童生徒の道具入れ等に必要な収納を窓側側面下部に設置する。（背面に黒板を配置するため）
- ・機能的な教室環境を実現する掲示スペースと共有収納スペースを廊下側側面に設置する。（同）
- ・教室におけるICT機器の利用を充実させるため（コンピュータ室は設置しない）、無線LANアクセスポイントを設置する。
- ・別記する特別活動室と相談室に黒板等を設け、小学校高学年で教科担任制を実施する場合の単式指導に対応できるように配慮する。
- ・~~教室配置については次の2案について、学校の意見を聞いて検討する。~~
 - ・~~(A案) 前期課程（小学校）を1階、後期課程（中学校）を2階に配置する。~~
 - ・~~(B案) 1.2学年と3.4学年を1階、5.6年・7年・8年・9年を2階に配置する。~~
- ・教室配置については、1・2年と3・4年を1階、5・6年、7年、8年、9年を2階に配置する。

② 特別支援教室

2 特別支援教室

- ・前期課程と後期課程の2教室を配置する。
- ・~~教室配置については次の2案について、学校の意見を聞いて検討する。~~
 - ・~~(A案) インクルーシブ教育充実のため、交流学級との交流学習・共同学習に配慮した教室配置。前期課程（小学校）を1階、後期課程（中学校）を2階に配置する。~~
 - ・~~(B案) 前期課程と後期課程の特別支援学級同士の連携を重視した教室配置。ともに1階に配置して、職員室と保健室に近い場所に設置する。~~
- ・教室配置は、インクルーシブ教育充実のため、交流学級との交流学習・共同学習に配慮した教室配置を原則とし、前期課程（小学校）を1階、後期課程（中学校）を2階に配置する。
- ・障がいの特性を考慮し、安全性を十分に確保できる位置に配置する。
- ・各教室はそれぞれ廊下側にオープンスペース、奥側に取り外し可能な間仕切りを設けたスペースを設ける。
- ・手洗い場を教室内に設置するのが望ましい。
- ・無線LANのアクセスポイントを設置する。

③ 多目的教室

3 多目的教室

- ・開放的な空間となるよう、壁や戸を設けずに、~~1階と2階に1箇所ずつ配置する。(吹き抜けによる共有空間の可能性も検討する)~~ ない仕様とすることについて検討する。
- ・前期課程（小学校）、後期課程（中学校）または、1～4年、5～7年、8・9年が、合同で活用可能な広さを確保する。
- ・小学校高学年における教科担任制の単式授業、少人数指導、習熟度別指導などの多様な形態の学習活動に対応できるように配慮する。
- ・地域住民と児童生徒の交流や、学校運営協議会など地域住民の活動が可能なように、多目的教室は開放玄関に近い場所に設置する。
- ・無線LANのアクセスポイントを設置する。

④ 特別教室

4 図書室

- ・現あいかけ図書館を移設し、学校図書館と開放図書館を併設する。
- ・厚田中学校・望来小学校・聚富小中学校の図書室からの蔵書が収蔵可能なように、現あいかけ図書館よりも面積を広げる。 引き継がれる蔵書も想定して整備する。
- ・児童生徒が読書に興味・関心が持てるように十分配慮する。
- ・読書活動を支える掲示が行われるよう、壁面配置に配慮する。
- ・無線LANアクセスポイントを配置し、児童生徒が調べ学習に利用しやすいよう配慮する。
- ・現在、小学校3校で活動する図書ボランティアのお話会などが可能なように、書架、机、いす、フロアスペースの配置を行う。
- ~~・住民が利用しやすいように駐車場と開放玄関に近い位置に設置する。また、本の日焼けを避けるため、北側に配置する。~~（※図書館の配置については、他の教室とのレイアウトの関係で定まるので、配置場所の明記を避けた。）

5 音楽教室・視聴覚教室

- ・視聴覚室の機能を兼備させるため、音楽や映像資料の視聴が可能な設備を設ける。
（例：JFEビューボード。ホワイトボードと兼用できる鉄板のボード。前面の広い面積に貼り付け、固定式のスクリーンとして活用する）
- ・小中学生全員による全校合唱の練習が可能な広さを確保する。観客を入れての発表は体育館。
- ・他の教室や近隣への音の影響に十分配慮する。
- ・室内音響に配慮する。
- ・準備室、楽器収納庫を設置する。
- ・無線LANのアクセスポイントを設置する。

6 家庭科教室

- ・学校園、学校田で収穫した作物や、水産学習で学んだ水産物を調理し、その際に児童生徒だけではなく、保護者や指導に当たる地域住民も加わることを想定して、十分なスペースを設ける。
- ・開放玄関や体育間に近い位置に配置する。
- ・調理と被服に必要な設備を設けるとともに、十分な換気を確保する。
- ・用具収納設備を設置する。

7 (コンピュータ教室)

- ・設置しない。

—(理由：無線LAN環境を導入することによって、普通教室における通常の学習ツールとして、ノートパソコン(または分離可能タブレット)を電子黒板や書画カメラと連動して活用できる環境を構築することによって、PC操作中心の学習環境としての旧来のPC教室を廃止することが可能となるため。文科省の教育情報化の手引きの方向性と民間ICT関連企業(マイトロソフト、東京書籍、NTT等)が提唱するWindowsクラスルーム協議会の動きを背景とする。)先行事例あり。

8 技術科教室・図画工作教室

- ・中・技術家庭(週5時間)中・美術(週3.3時間)、小・図工(複式AB年度前提・週6時間+)を考え、技術科教室と図工美術教室を共用することも検討する。
- ・学習環境に必要な設備を設けるとともに、集塵装置を設置して十分な換気を確保する。
- ・作品保管のスペースを設置するのが望ましい。
- ・隣接する廊下等も活用し、展示スペースを設けるのが望ましい。

9 理科教室

- ・学習環境に必要な設備を設けるとともに、十分な換気を確保する。
- ・準備室、薬品庫を設置する。

10 特別活動室

- ・児童生徒会室として、委員会活動等の作業がしやすいスペースとする。
- ・放送室としての機能を設ける。無線LANのアクセスポイントを設置する。
- ・児童生徒数の増加に対応できるよう、普通教室への転用が可能な配置と形態とする。
- ・黒板等を設け、小学校高学年で教科担任制を実施する場合の単式指導に対応できるように配慮する。

11 教育相談室

- ・リラックスして話せる空間とするのが望ましい。
- ・児童生徒・保護者が周囲に気兼ねなく出入りできる配置とする。
- ・プライバシーに配慮した空間とする。
- ・黒板等を設け、小学校高学年で教科担任制を実施する場合の単式指導に対応できるように配慮する。

12 (資料室機能)

- ・特別の部屋は設けず、玄関周辺または多目的教室の壁面を活用する。
- ・これまでの歴史を尊重するため、各校の校旗等や厚田小明治期の校名板などの資料を展示する。
- ・各校閉校記念誌から、沿革に関するパネルを作成し、掲示する。
- ・旧各学校の校長やPTA会長等の写真は、縮小した上で1枚のパネルにまとめ一括して掲示する。

⑤ 体育館

13 体育館

- ・~~現有体育館を大規模改修して使用する。~~ に必要な改修を行い使用する。
- ・避難所となることを想定し、無線LANのアクセスポイントを設置する。
- ・運動時の発熱を考慮し、十分な換気を確保する。
- ・LED照明を導入する。

⑥ 管理諸室

14 職員室

- ・児童生徒の安全に配慮した配置とする。
- ・児童生徒・保護者が気軽に入りやすいように、配置動線や開放性に配慮する。
- ・校務処理等を支援するため、教育用と独立した校内LANを構築する。また、将来の情報技術・機器の変化・発展に対応できるよう、二重床、床ピットなどを設置する。
- ・スクールカウンセラー、支援員等、教職員以外の教育活動に関わる者にも配慮するのが望ましい。

15 校長室

- ・会議、応接のスペースを確保し、沿革史や指導要録などの重要書類を保管するための金庫を設置する。
- ・職員室と隣接した配置とする。
- ~~・想定される各種視察に対応できるよう、常時映像による説明が可能な設備を設ける。~~
(※備品に関することなので、記載しない。)

16 保健室

- ・静かで採光や通風などの良好な環境とする。
- ・個人の健康記録等書類の保管に配慮する。
- ・シャワー室の併設が望ましい。

17 会議室

- ・会議の場は目的に応じて他のスペースを活用することを検討する。
- ・職員会議は、ペーパーレスでパソコンを利用するため職員室、PTA、学校運営協議会等は多目的教室、プレゼンテーションによる説明が中心の会議は視聴覚室機能を有する音楽教室、PTA総会など大人数の会議は体育館を使用するなど、会議の参加者と内容・性格によって、各種のスペースを活用することが望ましい。

18 印刷室

- ・職員室との動線に配慮する。
- ・機器配置スペース・作業スペース・用紙・教材保管スペースを確保する。

19 (放送室・スタジオ)

- ・特別の部屋は設置しない。
- ・双方向通信が可能なシステム(例：花川南小に設置実績がある未来スクールステーション)を前提として、機器設置場所やスタジオなどを設けず、情報伝達に必要な最小限のスペースとする。
- ・放送室機能は、児童会室に設ける。
- ・スタジオ機能が必要な場合は、多目的教室 音楽室を利用する。

20 職員更衣室

- ・職員室との動線、防犯に配慮する。

21 学校公務補室

- ・作業のしやすさや工具等の収納スペースに配慮する。
- ・ボイラー等の運転や管理のため、機械室に隣接した配置とするのが望ましい。

22 倉庫・教材室・用品庫

- ・共通の教材室・備品倉庫を動線に配慮し設置する。
- ・目的別・収納品ごとに配置するのが望ましい。

⑦ その他諸室

~~23 防災備蓄庫~~

- ~~・出入り口や道路、体育館に近接した位置に設置し、備蓄品の搬入搬出に配慮する。~~
 - ~~・必要な量の毛布、非常食の備蓄保管及び搬入搬出のスペースを確保するのが望ましい。~~
- (※別項「(6) 複合機能を有した学校施設」の「④福祉避難所」において記載する。)

24 23 電気室・機械室

- ・必要最小限のスペースを確保する。
- ・学校公務補室に隣接した配置とするのが望ましい。

⑧ 共通部分

~~25~~ 24 エントランスと校舎周辺

- ・進入車両と児童生徒の動線が極力交差しないよう校舎や駐車場のレイアウトに配慮する。
- ・南側を児童生徒の動線として、通常は車止めフェンスを配置して、不要な車両が進入しないようにする。
- ・北側は、車両の進入を前提として、駐車場を設置する。
- ・給食車は現行のルートを変更せずに南側から進入し、食材の搬入と給食の搬出等を行う。給食車の巡回場所の奥側に、前記仮設の車止めフェンスを設置する。
- ・スクールバスは児童玄関に隣接した場所で児童生徒を乗降させるため、給食車に準じたルートを利用することを原則として、調整する。

26 25 児童生徒玄関

- ・児童玄関は、安全面や管理面に配慮した位置に設置する。
- ・雪の吹き込みに対処できる構造とする。
- ・下足箱は、長靴を無理なく入れることができる高さとする。

27 26 職員玄関・開放玄関

- ~~・職員玄関は校舎北側に設置する。~~
- ・開放玄関は、体育館、あいかぜ図書館に近い位置で、かつ、駐車場に近い北側 位置に設置する。
- ・北側駐車場奥は、一部擁壁を設けずに、傾斜地として駐車場等の積雪を蓄積できるようにする。
- ・フェンスや防球ネットなどをグラウンド及び校舎敷地の適切な箇所に配置し、安全面に配慮する。

28 27 廊下・階段

- ・必要な広さを確保する。

29 28 トイレ

- ・明るく清潔で誰でも使いやすいものとする。
- ・児童生徒やその他の利用者数を考慮し、利用しやすい位置に設置する。

- ・和・洋式トイレブースの割合に配慮する。
- ・教職員・来賓用トイレは管理諸室の設置に配慮する。
- ・車いす対応のトイレは、各階に配置するのが望ましい。

30 29 エレベーターまたはスロープ

- ・給食配膳とバリアフリーのために設置する。

31 30 手洗い場

- ・各室からの動線に配慮する。
- ・児童生徒の手洗やうがいのために必要な水栓の数を確保する。

⑨ その他の配慮事項

32 31 その他

- ・児童生徒の安全確保を最優先とした施設・設備とする。
- ・塩害と強風に耐える建築材を用い、シンプルで耐久性のある構造とする。
- ・可能ならば、厚田の歴史を象徴するモチーフを取り入れる。
- ・暖房は厳しい自然環境に対応できることを優先し、安全性、省コスト及び環境負荷への配慮を総合的に判断し選択する。
- ・太陽光発電システム及び蓄電池導入については、メリットと塩害強風地域に設置する管理上のデメリットを検討して設置の可否を決定する。
- ・LED照明等の省エネ機器の導入について検討する。
- ・施設全体のバリアフリーに配慮する。
- ・隣接した位置に学校菜園を確保する。

(5) 校舎の配置、工事期間中の仮設校舎について

前述の(4)施設設備基本計画の中で、「⑤体育館」は「現有体育館を大規模改修してに必要な改修を行い使用する。」と示している。

また、現在の厚田中学校校舎の西側に併設している「厚田学校給食センター」について、統合新設校においても給食コンテナを直接校舎内へ運搬できるようにするため、体育館と給食センターとの接続を考慮し、新校舎の配置については、現校舎の位置を基準とする。

よって、新校舎の建設は、現校舎の解体工事の完了後に着工することとし、工事期間中における厚田中学校(生徒及び教職員)の仮設校舎については、平成30年8月中旬(夏期休業終了後)より現在の厚田小学校校舎の空き教室等を活用して取り進める。

(6) 複合機能を有した学校施設

① 地域開放型図書館（現・あいかぜ図書館）

統合新設校の開校に伴い、現在、厚田小学校の体育館に併設している「あいかぜ図書館」を移設する。なお、閉校する既存校（望来小、厚田中、聚富小中）からの蔵書も想定し、収集可能な書庫スペースを確保する。新設校へ引き継がれる蔵書も想定し、整備する。

② 厚田保育園 保育園機能

現在の保育園施設（厚田2番地4）について、建物全体及び設備機能が老朽化していることを踏まえ、統合新設校の開校を機に、幼児期から義務教育段階までの子ども達の発達・成長に対応した学び環境を整備する。（※保育対象児童年齢については検討中）

現在の厚田保育園を統合新設校に併設し、幼児期から義務教育段階まで含めた子ども達の総合的な保育・教育施設として整備する。

なお、同時に、厚田区ではこれまで実施されていない乳児保育について、その実施に向けて検討する。

また、園児が安全に遊ぶことができるよう配慮する。

③ 放課後児童クラブ（学童保育） 放課後の居場所づくり

厚田地域の子育て支援に寄与するため、保護者の就労等によって適切な保護を受けられない児童の安全を確保し、遊びや学習などを行う生活の場として整備する。

放課後における児童生徒の居場所については、少年団活動に加え、放課後子ども教室や放課後児童クラブ、あるいは児童館機能など、多様な取組を検討し、子ども達の安心・安全な居場所として機能を付加する。

④ 福祉避難所

現在、厚田中学校が福祉避難所に指定されていることから、介護の必要な高齢者や障害者などへの適切なケアが行えるよう、施設のバリアフリー化等を図る。

福祉避難所としても対応できるよう、施設のバリアフリー化など必要な機能を整備する。

・防災備蓄庫は備蓄品の搬入搬出に配慮して、出入り口や道路、体育館との動線を意識した位置に設置する。

・要援護者に配慮した備蓄品（間仕切り、簡易ベッド等）の整備保管及び避難所設置に必要なスペースを確保する。